日本顎変形症学会認定医制度（第 4 回）

各種資格資格申請の手引き（口腔外科）

特定非営利活動法人　日本顎変形症学会
認定医制度委員会

特定非営利活動法人日本顎変形症学会認定医制度委員会は日本顎変形症学会認定医（口腔外科）制度規則ならびに細則に基づいて、認定審査を下記の要領で実施します。
なお、申請者は原則として本学会ホームページから申請書類一式をダウンロードし申請してください。入力文字は、明朝体フォント、サイズは 10〜12 ポイントとし、行送りは 15 ポイント程度としてください。

1. 認定医、指導医、研修施設、暫定指導医の申請資格について
各申請資格につきましては、日本顎変形症学会認定医（口腔外科）制度規則ならびに細則に定められておりますので、手引きの内容を十分にご確認のうえ準備を進めてください。

2. 提出書類作成について

■ 認定医・指導医

（1）認定申請書
「主たる勤務先」欄は、申請時の段階で本務としている施設名及び講座又は診療科名を記入ください。
「申請者氏名」欄は自筆に限ります。提出された申請書についての問い合わせは、記載された E-メールアドレス宛てに送信しますので、ご留意ください。

（2）履歴書
「学歴・資格・免許・専門医等の事項」欄は、大学卒業以降、歯科医師免許又は医師免許取得、日本口腔外科学会の専門医・指導医取得などを記入してください。
「職歴・研修歴等の事項」欄は、大学卒業以降に勤務もしくは研修を行った医療施設名と期間を記入してください。
研修期間自己申告書については、本学会認定の研修施設において研修した期間を示します。研修期間の算定は、初期臨床研修（歯科医師 1 年、医師は 2 年）期間を研修期間に算入することはできますが、学会入会前の研修期間は算定されません。
暫定措置期間中は、申請者が申請時までに顎変形症に関する臨床ならびに研究の指導を受けた代表者を記名してください。その施設及び代表者が、研修施設及び指導医の申請を行っている必要はありません。

（3）研修証明書　　（注）提出は認定医申請者に限る。
証明者氏名欄には、研修施設の常勤指導医名を記載、押印してください。なお、複数の研修施設に勤務し、その期間の症例を申請する場合は、それぞれの研修施設の指導医による証明書を提出してください。
暫定措置期間中は、証明者氏名欄には当該医療施設の長（学長、学部長もしくは病院長等）もしくは指導医名を記載、押印してください。申請者がご自身の申請を証明することは認めませんので、ご自身の上席の証明を提出してください。

（4）研修施設在籍（職）証明書
申請者が歯科医師免許又は医師免許取得後に在籍（職）し、顎変形症に関する研修を行った当該医療施設の長（学長、学部長もしくは病院長等）による在籍（職）証明書を提出してください。なお、研修証明書と同様に、複数の研修施設に勤務し、その期間の症例を申請する場合は、それぞれの証明書を提出してください。証明者氏名欄には当該医療施設の長（学長、学部長もしくは病院長等）名を記載、**押印**してください。申請者がご自身の申請を証明することは認めませんので、ご自身の上席の証明を提出してください。

（5）学会会員証明書
学会会員証明書には、申請者氏名・会員番号のみを記入してください。学会入会日は申請書受付後に事務局で確認のうえ記入します。しかし、研修期間等が充足するか否か確認が必要な場合には、学会入会日を事務局に問い合わせた上で研修期間を計算し記入してください。会員歴は 2025 年 12 月 31 日時点での会員歴となりますのでご注意ください。

（6）研修実績報告書
1）　学会参加は、**最近 5 年間に本学会が主催する総会・学術大会**に 3 回以上参加しなければなりません。最近 5 年間とは、2025 年度申請の場合は 2021 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの実績に限ります。5 年を超えるものは記入しないでください。

2) 学会発表は、認定医申請者は**本学会が主催する総会・学術大会で筆頭者として顎変形症に関する発表**を1回以上行わなければなりません。なお、シンポジウム、ポスター発表も該当します。また、筆頭者としての学会発表に関しては発表時期の規定はありません。しかし、6年以上前に発表された場合には研修実績の要件としては認めますが、単位数は0となりますのでご注意ください。

3) 教育研修会参加は、**最近5年間に本学会が主催する教育研修会（年1回開催）**に1回以上参加しなければなりません。教育研修会に筆頭演者で発表した場合は研修単位としては認められますが、筆頭演者としての発表のみでは教育研修会に参加したとは認められませんのでご注意ください。教育研修会の参加証明書をご提出ください。5年を超えるものは記入しないでください。

4) 論文業績は、認定医及び指導医の申請における必須要件ではありません。**研修単位が足りない場合に記入ください。**論文業績以外で単位数を満たせない場合に**顎変形症に関する**論文発表も研修実績として認めます。研修実績の研修単位として申請する場合は、日本顎変形症学会認定医(口腔外科)制度細則の別表3に定める「指定学術雑誌」に掲載されたものでなければなりません。ただし、別表3に定める「指定学術雑誌」以外に掲載された論文や学内誌、院内誌に掲載された論文については別刷を添付して申請してください。論文の内容を認定医・指導医資格認定審査会で審査の上、認定されれば論文業績として算定されます。別刷のかわりに雑誌の該当ページのコピー、電子ジャーナルの印刷も可とします。なお、投稿中の論文は実績として算定されませんのでご注意ください。**論文業績も最近5年間のものに限ります。**

（注）上記の1）および3）については、学会参加証、教育研修会修了証書のコピーを貼付用紙に添付してください。2）の学会発表については、プログラム又は抄録の該当部分のコピーを貼付用紙に添付してください。添付の際に**学会名・開催年月日・研修実績報告書の学会発表**に記載された番号がわかるように記入してください。学会参加の際の領収書は学会参加証とは異なりますのでご注意ください。領収書ではなく、学会参加証を提出してください。

(7) 診療実績報告書（口腔外科）

研修期間中における診療実績に関して、日本顎変形症学会認定医(口腔外科)制度細則第2章 第5条ならびに第3章 第10条に定められている通り、（1）執刀手術一覧表、（2）執刀手術 症例報告書を提出してください。

認定医ならびに指導医とも申請する症例は、申請時までに研修施設において執刀された症例に限ります。また、本務としている施設以外の他施設で執刀した診療実績に関しては、顎矯正手術に関する医療連携協定書に別途記載をした上で、本務としている施設の執刀手術一覧表とは、別に診療実績報告書（他施設執刀症例）の記載を行い提出してください。

暫定措置期間中は、証明者氏名欄には当該医療施設の長（学長、学部長もしくは病院長等）もしくは指導医名を記載、押印してください。申請者がご自身の申請を証明することは認めませんので、ご自身の上席の証明を提出してください。

1) 執刀手術一覧表

認定医申請者は合計30例以上、指導医申請者は合計60例以上の顎変形症関連手術の執刀症例を申請してください。同時申請をされる場合に、認定医と指導医での症例の重複は認めます。

指導医申請者は、Le Fort Ⅰ型骨切り術、下顎枝矢状分割術以外の術式も広く経験して頂いていることが望ましいため、下顎枝垂直骨切り術、前歯部歯槽骨切り術、オトガイ形成術などの様々な診療実績について記載をするようにして下さい。

下顎枝矢状分割術およびLe Fort Ⅰ型骨切り術については必須執刀症例数を定めていますが、上下顎の手術を1人の術者が執刀した場合や上顎と下顎の手術を別の術者が執刀した場合等は分かるように、それぞれの手術について術者名を明記してください。

金属プレート除去（抜釘術）やSkeletal Anchorage Systemの埋入等は申請症例における顎変形症関連手術とは認めません。

執刀手術に関しては、当該症例の一連の手術に最も寄与した執刀責任者が診療実績として申請し、診療科内で他の申請者と重複しないよう整合性を図ってください。上顎と下顎の手術を別の術者が執刀した場合や下顎の手術を片側ずつ別の術者が執刀した場合には、それぞれの術者名を明記してください。同一施設内での他の申請者との重複が明らかとなった場合は申請を却下します。学会入会前の診療実績も認められます。

2) 症例報告書

執刀手術一覧表にて申請された症例について、認定医申請者のみ、手術一覧表に記載した症例のうち5例を選択して、各症例の執刀手術 症例報告書を詳細に記載してください。

認定医申請者は、上顎骨形成術（Le Fort Ⅰ型骨切り術）を含む症例2例、下顎骨形成術を含む症例3例を必須とします。手術名は部位を含めて具体的に記載してください。なお、指導医申請者は、症例報告書は認定医申請時にすでに提出しているため、必要はありません。

執刀手術症例報告書は1症例につき報告書1枚(2ページ)、症例写真記録簿1枚、「治療に関連する情報についての同意書」1枚とし、記載例を参考にして審査員にわかりやすく記載してください。書式の枠内に収まるようにしてください。

記載内容は、1）主訴　2）既往歴・家族歴 3）現病歴　4）顔貌所見、口腔内所見　5）画像所見　6）診断　7）治療方針　8）臨床経過　9)手術概要　10)術後経過とし、日常臨床における診療記録ならびに手術記録に準ずるものを記載してください。

「指導医所見」は、指導医が認定医申請者の記載内容を確認の上、手引き巻末の記載例を参考にして、各執刀症例について、どのように指導したか指導の要点、問題点等を記載し、自署・押印してください。

暫定措置期間中は、指導医所見については申請者考察として、各症例における要点や反省点などの考察を記載してください。すでに指導医が在籍する施設の場合には、指導医所見については指導医が記載してください。

症例写真記録簿は、手術の内容が理解できる術前と術後のパノラマ X 線写真、正面・側面頭部 X 線規格写真を添付してください。写真の大きさはそれぞれの枠内におさまるように調整して記載してください。術後の写真は術後 1 年以内のものを添付してください。

3)　治療に関連する情報についての同意書

症例報告に選択した患者様には十分な説明を行い、「治療に関連する情報についての同意書」を用いて承諾を得てください。同意書は署名時に患者が 20 歳未満の場合は本人と保護者または代諾者両方の署名を記入してください。

第 2 回までの「患者同意書未提出理由および誓約書」は、第 3 回以降は廃止となりました。「治療に関連する情報についての同意書」の提出ができない執刀手術症例報告書は認められません。

(8) 歯科医師または医師免許証（写）　（注）提出は認定医申請者に限る。

A4 版に縮小コピーして添付ください。

(9) 本学会認定医認定証（写）　（注）提出は指導医申請者に限る。

A4 版に縮小コピーして添付ください。

暫定措置期間中は、同時申請を行う場合には必要ありません。

(10) （公社）日本口腔外科学会の専門医認定証（写）　（注）提出は認定医申請者に限る。

A4 版に縮小コピーして添付ください。専門医の更新中で、申請書提出時には期限切れとなる場合は期限が切れた認定証を提出いただき、更新審査が合格した後に新しい認定証を提出いただきます。なお、更新が不合格となった場合は本学会認定医も不合格となります。

(11) 小論文　（注）提出は指導医に限る。

指導医申請者は、認定医・指導医資格認定審査会が指定した題名に関して、顎変形症に関する診療、教育および研究について指導医申請者の見識と抱負を伺うものです。様式：指導医 A-7 に 1000 字程度で記載してください。題名は申請年度ごとに発表します。

第 4 回の題名は「顎変形症治療による社会的貢献について指導医として考えるところ」になります。

(12)　審査料　振込の控え（写）

下記振込先に振り込み後、ATM の場合は「振込明細書」を、インターネットバンキングの場合は「振込画面のハードコピー」を A4 版用紙にコピーして申請書に添付してください。

(13) 本学会が必要と判断した証明書

認定医・指導医資格認定審査会がその他の証明書が必要と判断をした場合には、申請書類提出後に関連内容の問い合わせの上、証明書を提出していただくことがあります。

■ 研修施設

(1) 認定申請書

研修施設（口腔外科）認定申請書においては、申請する研修施設・診療科等の代表者を記入してください。こちらに記載された名称等を学会ホームページで公開をさせて頂きます。代表者については、指導医資格を有している必要はありません。

提出された申請書についての問い合わせは、記載された E-メールアドレス宛てに送信しますので、ご留意ください。

(2) 申請施設内容説明書

研修施設の内容に関する必要事項を申告してください。証明者欄には申請する診療科等が所属する医療施設名ならびに当該医療施設の長（学長、学部長もしくは病院長等）の職名・氏名を記載し、押印してください。

暫定指導医のみの在籍による研修施設（口腔外科）を申請される場合には、（公社）日本口腔外科学会認定研修施設・准研修施設　認定証（写）を A4 版に縮小コピーして添付ください。更新中で、申請書提出時には期限切れとなる場合は期限が切れた認定証を提出いただき、更新審査が合格した後に新しい認定証を提出いただきます。なお、更新が不合格となった場合は本学会研修施設も不合格となります。

(3) 指導医（暫定指導医）の勤務証明書
申請する研修施設に常勤している指導医もしくは暫定指導医についての当該医療施設の長（学長、学部長もしくは病院長等）の証明書です。なお、指導医が新たに赴任した場合は、1年間の診療実績が生ずるまで研修施設の申請はできません。常勤歯科医師又は医師が新たに指導医資格を取得した場合も同様に、資格取得後1年間の診療実績が得られた後に申請してください。
暫定措置期間中は、指導医もしくは暫定指導医申請者が取得見込みとして申請を行うことが認められていますので、認定番号・認定年月日の記入は必要ありません。申請者がご自身の申請を証明することは認めませんので、ご自身の上席の証明を提出してください。

(4)最近1年間の診療実績報告書
研修施設の必須条件は、顎変形症診療の研修に十分な臨床症例を有する施設であり、指導医もしくは暫定指導医が在籍することです。第4回以降からは年間での症例数は問いません。
過去1年間の顎変形症を含む口腔外科手術症例の診療実績を20例から50例程度を目安に記載し、申請施設で行われた顎変形症関連手術は全て記載してください。また、備考欄には過去5年間の顎変形症関連手術の診療実績の症例数を記載してください。

(5)矯正歯科との連携についての証明書
申請施設が連携している矯正歯科施設、施設代表者名を記載してください。原則として、顎口腔機能診断指定機関以外との連携は実績としません。
本証明書は申請施設が矯正歯科と連携されて診療にあたっていることを証明するものであり、連携している施設を全て記載する必要はありません。なお、連携している矯正歯科施設代表者の署名・押印等は不要ですが、申請にあたり記載することをお知らせください。

(6)　学会発表　論文業績報告書　（2025年10月30日追加）
顎変形症に関する学会発表あるいは論文業績を記載ください。
1)　学会発表
本学会が主催する総会・学術大会に問わず、研修施設を申請される施設で、かつ、指導医もしくは暫定指導医が筆頭発表者もしくは共同発表者として顎変形症に関する発表を1回以上行わなければなりません。なお、シンポジウム、ポスター発表も該当します。また、学会発表に関しては発表時期の規定はありません。
プログラム又は抄録の該当部分のコピーを貼付用紙に添付してください。
2)　論文業績
顎変形症に関する学会発表がない場合、研修施設を申請される施設で、かつ、指導医もしくは暫定指導医が筆頭著者もしくは共著者である**顎変形症に関する**論文発表も実績として認めます。日本顎変形症学会認定医(口腔外科)制度細則の別表3に定める「指定学術雑誌」に掲載されたものでなければなりません。ただし、別表3に定める「指定学術雑誌」以外に掲載された論文や学内誌、院内誌に掲載された論文については別刷を添付して申請してください。論文の内容を認定医・指導医資格認定審査会で審査の上、認定されれば論文業績として算定されます。
別刷のかわりに雑誌の該当ページのコピー、電子ジャーナルの印刷も可とします。なお、投稿中の論文は実績として算定されませんのでご注意ください。

(7)　審査料　振込の控え（写）
下記振込先に振り込み後、ATMの場合は「振込明細書」を、インターネットバンキングの場合は「振込画面のハードコピー」をA4版用紙にコピーして申請書に添付してください。

■ 暫定指導医
(1) 認定申請書
「主たる勤務先」欄は、申請時の段階で本務としている施設名及び講座又は診療科名を記入ください。
「申請者氏名」欄は自筆に限ります。提出された申請書についての問い合わせは、記載されたE-メールアドレス宛てに送信しますので、ご留意ください。

(2) 履歴書
「学歴・資格・免許・専門医等の事項」欄は、大学卒業以降、歯科医師免許又は医師免許取得、日本口腔外科学会の専門医・指導医取得などを記入してください。
「職歴・研修歴等の事項」欄は、大学卒業以降に勤務もしくは研修を行った医療施設名と期間を記入してください。
暫定指導医における日本口腔外科学会研修施設・准研修施設自己申告書について、研修期間の算定は、初期臨床研修（歯科医師1年、医師は2年）期間を研修期間に算入することができます。**また、学会入会前の研修期間も算入することができます。**
研修施設、准研修施設の名称、認定番号及び認定日は日本口腔外科学会HP「研修施設一覧」を参照し記載ください。

(3) （公社）日本口腔外科学会の指導医認定証（写）
A4 版に縮小コピーして添付ください。指導医の更新中で、申請書提出時には期限切れとなる場合は期限が切れた認定証を提出いただき、更新審査が合格した後に新しい認定証を提出いただきます。なお、更新が不合格となった場合は本学会暫定指導医も不合格となります。

(4) 日本口腔外科学会研修施設・准研修施設　研修施設在籍（職）証明書
申請者が歯科医師免許又は医師免許取得後に在籍(職)し、顎変形症に関する診療と研究に従事した当該医療施設の長（学長、学部長もしくは病院長等）による在籍(職)証明書を提出してください。申請者がご自身の申請を証明することは認めませんので、ご自身の上席の証明を提出してください。
なお、複数の研修施設に勤務した場合には、それぞれの研修施設の在籍（職）証明書を提出してください。**通算 10 年以上、研修施設において顎変形症に関する診療と研究に従事していることが必要ですので、10 年を満たすように証明書を提出してください。**

(5) 学会会員証明書
学会会員証明書には、申請者氏名・会員番号のみを記入してください。学会入会日は申請書受付後に事務局で確認のうえ記入します。暫定指導医は会員歴について問いません。

(6) 学会発表　論文業績報告書
顎変形症に関する学会発表あるいは論文業績を記載ください。

3) 学会発表
暫定指導医申請者は、**本学会が主催する総会・学術大会に問わず、**筆頭発表者もしくは共同発表者として顎変形症に関する発表を 1 回以上行わなければなりません。なお、シンポジウム、ポスター発表も該当します。また、学会発表に関しては発表時期の規定はありません。
学会発表時における暫定指導医申請者の在籍施設については、いずれの施設でも構いません。
プログラム又は抄録の該当部分のコピーを貼付用紙に添付してください。

4) 論文業績
顎変形症に関する学会発表がない場合、**顎変形症に関する**論文発表も実績として認めます。日本顎変形症学会認定医(口腔外科)制度細則の別表 3 に定める「指定学術雑誌」に掲載されたものでなければなりません。ただし、別表 3 に定める「指定学術雑誌」以外に掲載された論文や学内誌、院内誌に掲載された論文については別刷を添付して申請してください。論文の内容を認定医・指導医資格認定審査会で審査の上、認定されれば論文業績として算定されます。
別刷のかわりに雑誌の該当ページのコピー、電子ジャーナルの印刷も可とします。なお、投稿中の論文は実績として算定されませんのでご注意ください。

(7) 診療実績報告書
暫定指導医申請者が執刀された過去 1 年間の顎変形症を含む口腔外科手術症例を申請してください。
証明者氏名欄には当該医療施設の長（学長、学部長もしくは病院長等）を記載、押印してください。申請者がご自身の申請を証明することは認めませんので、ご自身の上席の証明を提出してください。

(8) 審査料　振込の控え（写）
下記振込先に振り込み後、ATM の場合は「振込明細書」を、インターネットバンキングの場合は「振込画面のハードコピー」を A4 版用紙にコピーして申請書に添付してください。

(9) 本学会が必要と判断した証明書
認定医・指導医資格認定審査会がその他の証明書が必要と判断をした場合には、申請書類提出後に関連内容の問い合わせの上、証明書を提出していただくことがあります。

3. 認定審査料の納付について
認定審査料 20000 円（内税）は、認定医(口腔外科)、指導医(口腔外科)、暫定指導医(口腔外科）それぞれを申請者本人名義で振り込んでください。同時に申請を行う場合は一括で振り込んで頂いても構いません。研修施設(口腔外科)は原則、施設名で振り込んで下さい。なお、既納の審査料は原則として返還しません。

〈口座情報(認定医制度用)〉
ゆうちょ銀行 一三八(イチサンハチ)店　普通預金　11380-07914901　(他銀の場合:0791490)
特定非営利活動法人　日本顎変形症学会　　※年会費納入用の口座とは別となります。

審査に合格した際には、所定の登録手続きを行って頂き、認定医(口腔外科)、指導医(口腔外科)、研修施設(口腔外科）、暫定指導医(口腔外科)それぞれ別途登録料 20000 円（内税）を添えて登録申請を行ってください。

4. 申請方法について
申請には「顎変形症学会認定医制度　申請フォーム」の入力、申請書類の提出が必要となります。

申請者の管理を行うため、申請書類の提出前に「日本顎変形症学会認定医制度　申請フォーム」より必要事項を入力してください。申請フォームの最後に表示される番号が、今後の問い合わせや受験番号となりますので、保存するようにしてください。申請フォームは2025年12月31日23時59分で締め切らせて頂きます。

申請書類の提出は封筒の表に「日本顎変形症学会認定医（口腔外科）申請書在中」「日本顎変形症学会指導医（口腔外科）申請書在中」「日本顎変形症学会認定研修施設（口腔外科）申請書在中」「日本顎変形症学会暫定指導医（口腔外科）申請書在中」などと明記し、簡易書留または対面受け取りのレターパックプラスなどで下記宛に郵送してください。受領通知は送付いたしませんので、各自郵便追跡サービス等で配送を確認してください。

＜申請書類受付期間＞

2025年11月1日～2025年12月31日【消印有効／締切厳守】

＜提出先住所＞

〒160-0011
東京都新宿区若葉 2-5-16 向井ビル 3F
(株)ヒューマン・リサーチ内 日本顎変形症学会 認定審査会 宛
※学会事務局とは異なります。

5.審査から認定までの日程

書類審査の結果は2026年5月初旬に書面で通知します。
筆記試験は2026年6月24日に学会会場もしくは近隣の施設で行います。
口頭試問はZOOMでの開催とし、2026年7月5日を予定していますが、日程の詳細は書類審査の結果通知と一緒にお知らせします。
最終の審査結果は2026年9月中旬に書面で通知し、認定日は2026年10月1日になります。

6.問い合わせについて

資格審査に関する学術的・事務的問い合わせについては、顎変形症学会　認定医・指導医・研修施設申請窓口に E-メール（jsjd-service@human-research.co.jp)でお願いします。
問い合わせ先は学会事務局とは異なりますので、ご注意ください。